

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000005 南相馬チャンネル管理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区・鹿島区・原町区
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬チャンネルのコンテンツ制作および放送施設の保守管理を行う。 運営・管理業務 一式 放送コンテンツ制作・管理業務 一式 運営及びコンテンツ制作関連業務 一式 難視聴対策業務 一式 放送システム保守業務 一式
相 手 方	名 称	有限会社フィッシュアイ 南相馬スタジオ
	代 表 者	代表取締役 高橋 秀忠
	所 在 地	南相馬市 原町区二見町一丁目 4 2 - 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該事業者は、これまで南相馬チャンネルのコンテンツ制作や機器保守の実績があり、市内に事業所を有していることから、放送機器に不具合等が発生した場合でも早急な対応が可能な唯一の事業者である。	
工事等担当課名 [総務部秘書課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000014 生涯学習センター（原町、ひばり）施設管理業務委託
	履行場所	原町生涯学習センター、ひばり生涯学習センター
	種 類	業務委託
	概 要	原町・ひばり生涯学習センターの夜間・休祝日における適切な施設利用と管理運営を図るため、管理人による施設管理業務を行う。 就労人員 ひばり生涯学習センター 1 名、原町生涯学習センター 2 名 就労時間（年末年始の休館日除く） 昼間管理（土日祝日のみ） 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで 夜間管理（平日土日祝日） 1 7 時から 2 1 時まで
	相 手 方	名 称 公益社団法人南相馬市シルバー人材センター 代 表 者 理事長 渡部 定幸 所 在 地 南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業機会の確保と社会参加に寄与するため、シルバー人材センターとの随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局生涯学習課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000015 鹿島区道路維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区内
	種 類	業務委託
	概 要	鹿島区市道の円滑な通行を確保し、交通事故などを未然に防止するために、草刈、側構等道路施設の清掃等の維持管理を行う。
相 手 方	名 称	南相馬市鹿島建設業組合
	代 表 者	組合長 後藤 英之
	所 在 地	南相馬市 鹿島区岡和田字澤田 8 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、主に人力による市道維持管理を行うものであり、現在土木課作業員の確保が困難な中で、南相馬市鹿島区建設組合には鹿島区内建設業者が複数加入し作業員の確保が十分できること、また、鹿島区全域の市道現況を把握しており、市からの緊急的な業務にも対応ができることから、本業務を遂行できるのは当該業者のみであるため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部土木課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000018 小高区道路維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区内
	種 類	業務委託
	概 要	鹿島区市道の円滑な通行を確保し、交通事故などを未然に防止するため、草刈、側構等道路施設の清掃等の維持管理を行う。
相 手 方	名 称	南相馬市小高建設業組合
	代 表 者	組合長 佐藤 篤司
	所 在 地	南相馬市 小高区小屋木字障子口 5 3 - 1 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、主に人力による市道維持管理を行うものであり、現在土木課作業員の確保が困難な中で、南相馬市小高建設業組合には小高区内建設業者が複数加入し作業員の確保が十分できること、また、小高区全域の市道現況を把握しており、市からの緊急的な業務にも対応ができることから、本業務を遂行できるのは当該業者のみであるため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部土木課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000020 農業集落排水処理施設維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字浮田地内外
	種 類	業務委託
	概 要	農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ場の維持管理業務を委託する。 対象施設 終末処理場 2カ所 マンホールポンプ場 15カ所 大型浄化槽 1カ所
相 手 方	名 称	株式会社相双衛生
	代 表 者	代表取締役 林 靖
	所 在 地	南相馬市 原町区上渋佐字原田176番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本施設（501人槽以上）の維持管理を行うにあたり必要な浄化槽技術管理者の資格を有することと、当該施設を熟知し、適切な業務遂行が見込まれる業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000021 駐車場ゲート機器保守業務委託
	履行場所	中央図書館・市民情報交流センター
	種 類	業務委託
	概 要	駐車場ゲート機器の保守業務 センターサービス・障害対応や保守メンテナンス、警備業法に基づく緊急対応業務、業務報告など
相 手 方	名 称	アマノマネジメントサービス株式会社
	代 表 者	代表取締役 前川 龍男
	所 在 地	神奈川県 横浜市 港北区菊名七丁目3番22号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 該当業者は、駐車場ゲート機器の設置業者であり、保守管理業務においても故障・補修時における速やかな派遣・措置を迅速に行うことができる。また、遠隔監視による詳細な運行管理を行うことができる唯一の業者であることから、上記業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局中央図書館]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000023 中央図書館・市民情報交流センター施設警備業務委託
	履行場所	中央図書館・市民情報交流センター
	種 類	業務委託
	概 要	施設の管理保全、火気取締、盗難防止や各室、倉庫等の鍵の保管、文書や物品等の受領保管、不法侵入挙動不審者の取締、施設出入口や窓等の閉鎖、電話及び来客の対応（施設利用受付・案内・情報提供業務）、施設内外の巡回点検等の業務を委託するもの。
相 手 方	名 称	A L S O K 福島株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 前田 泰彦
	所 在 地	福島県郡山市 喜久田町字松ヶ作 16 番地 98
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、中央図書館・市民情報交流センターの機械警備の受託業者であり、施設内設備を熟知していること、緊急事態対策にノウハウを備えていることから、本業務を的確に履行することができる唯一の業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局中央図書館 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000024 新刊全件マーク作成業務委託
	履行場所	南相馬市立中央図書館
	種 類	業務委託
	概 要	新刊全件マーク（毎年発行される出版点数、約 7 0, 0 0 0 件の定期的なデータの提供）の作成業務を行うもの。
相 手 方	名 称	株式会社図書館流通センター
	代 表 者	代表取締役 細川 博史
	所 在 地	東京都 文京区 大塚三丁目 1 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、現在図書館で使用している図書館システムに取り込むための書誌データ（図書の基本情報）を作成する業務であり、当該業者は、当該図書館システムに対応しかつ、十分な量のデータを作成できる唯一の業者であることから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局中央図書館]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000028 エレベーター保守点検業務委託（中央図書館・市民情報交流センター）
	履行場所	中央図書館・市民情報交流センター
	種 類	業務委託
	概 要	機械室及びかご等エレベーターに付属するすべての装置につき、3 か月に 1 回の定期点検を実施し、運転状態における性能を総合的に判定して、異常や不具合を発見した場合、直ちに適切な処置を取ることやプログラム整備、不具合対応等の定期整備を行うことを委託するもの。
相 手 方	名 称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代 表 者	支社長 桎谷 隆一
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目 1 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 該当業者は、当該エレベーターの設置者であり、構造を熟知し確実に業務の履行ができるのは当該業者しかいないため随意契約をする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局中央図書館]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000030 原一小・原一中・鹿島中エレベーター保守点検業務委託
	履行場所	原町第一小学校、原町第一中学校、鹿島中学校
	種 類	業務委託
	概 要	エレベーターを適正な状態に保つため、遠隔監視装置による監視診断・点検及び3か月に1回の定期点検、建築基準法に基づく定期検査代行を実施し、設備機器の安全確保のための保守点検を行う。
相 手 方	名 称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代 表 者	支社長 桙谷 隆一
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は機器の設置業者であることから機器の構造を熟知しており、正常な機能を維持するための保守点検や緊急時の迅速な対応ができるのは当該業者しかいないため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局教育総務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000031 学校給食センター給食業務委託（鹿島区）
	履行場所	南相馬市学校給食センター
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市学校給食センターにおける学校給食業務の委託。
相 手 方	名 称	かしま給食企業組合
	代 表 者	代表理事 若松 篤実
	所 在 地	南相馬市 鹿島区寺内字狐畑 1 4 番地の 3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 平成 1 7 年 4 月 1 日より、鹿島区の南相馬市学校給食センター給食業務を民間委託するにあたり、専門業者への委託ではなく、市内経済状況・雇用環境等を考慮し、商工会議所を通し創業意欲・企業意欲のある方々に打診した結果、給食業務を理解した業者によって新たに企業組合を設立して事業を委託した経緯があり、現在に至る。それ以後、学校給食業務に問題を生じることなく遂行していることから、入札参加資格を有する業者のうち鹿島内の業者で当該業務を受託できる唯一の業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000032 北泉海水浴場監視等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区金沢字浦地内（北泉海水浴場）
	種 類	業務委託
	概 要	北泉海水浴場における遊泳客等の安全確保のため、適切な監視業務を行うもの。また、海資源の魅力発信と海への関心を高める事業を行うもの。 海水浴場開設期間 令和 3 年 7 月下旬から 8 月下旬 通年型海資源活用期間 令和 3 年 5 月から 1 0 月
相 手 方	名 称	特定非営利活動法人ハッピーアイランドサーフツーリズム
	代 表 者	理事長 三浦 健弘
	所 在 地	南相馬市 原町区二見町一丁目 8 0 番地 3 4
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、北泉海水浴場における遊泳客等の安全確保のため、適切な監視業務を行うことを目的とするものである。業務に当たって、遊泳客等の安全確保のためには、レスキュー免許及び水上バイク操縦士免許を有し、迅速な救助活動を行うことが求められるほか、北泉海水浴場に関する特有の海象を熟知し、監視にあたって的確な判断ができる人材を確実に確保することが求められる。 本市において上記業務が履行可能であるのは当該団体のみであることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 [経済部観光交流課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000033 原町区公園トイレ清掃業務委託
	履行場所	南相馬市原町区錦町一丁目地内 外 2 1 公園
	種 類	業務委託
	概 要	公園施設の清掃を週 2 回行う。 (トイレ清掃及びごみ片付け 2 2 公園) 2 2 公園 (錦公園、しらゆり公園、桜井公園、青葉公園、よつば公園、小川公園、下川原公園、牛越西公園、牛越東公園、牛越中央公園、高田公園、西殿公園、日の出公園、国見公園、国見団地中央公園、夜の森公園、原町運動公園、駅前北公園、北町公園、北町西公園、高見公園、北町一号公園)
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は軽易な清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。 また、高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [建設部都市計画課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000034 鹿島小・小高中エレベーター保守点検業務委託
	履行場所	鹿島小学校、小高中学校
	種 類	業務委託
	概 要	エレベーターを適正な状態に保つため、遠隔監視装置による監視診断・点検及び3か月に1回の定期点検、建築基準法に基づく定期検査代行を実施し、設備機器の安全確保のための保守点検を行う。
相 手 方	名 称	東芝エレベータ株式会社 東北支社
	代 表 者	支社長 石田 竜治
	所 在 地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡四丁目2番3号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は機器の設置業者であることから機器の構造を熟知しており、正常な機能を維持するための保守点検や緊急時の迅速な対応ができるのは当該業者しかいないため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000039
		北泉海浜総合公園丘陵地エリア維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北泉字地藏堂地内 外
	種 類	業務委託
概 要	①公園施設の清掃を週2回行う。 ②機械による除草及び除草物の処理を年5回行う。 ③樹木の剪定及び剪定物の処理を年2回行う。	
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	この業務は軽易な清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また、高齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [建設部都市計画課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000041 学校教育施設浄化槽清掃業務委託（原町区）
	履行場所	小中学校 7 校
	種 類	業務委託
	概 要	浄化槽法第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づき、原町区小中学校の 9 基について、環境省令で定めるところにより浄化槽の処理能力に応じて年 1 回以上浄化槽設備の清掃を行い、浄化槽の水質保全を図るもの。
相 手 方	名 称	株式会社昭和衛生センター
	代 表 者	代表取締役 田原 義久
	所 在 地	南相馬市 原町区日の出町 4 9 6 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 1 項に基づき、南相馬市では区毎に浄化槽清掃を行う許可業者を 3 社としている。原町区については当該業者が指定の業者であり、清掃に必要な資格である浄化槽清掃業許可証と浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬業許可証を南相馬市から取得している唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000043
	履行場所	関係案内所運営業務委託
	種類	業務委託
	概要	小高駅舎の管理運営に基づき、駅利用者の見守り業務、駅舎内の清掃業務を行うこと。 また、市内の活性化に資する賑わい創造を目的として、都市部からの関係人口となりうる訪問者への地域案内・受入体制を整え、地域活動の支援とその活動に必要な市内外との人材マッチング業務を行うこと。
相 手 方	名称	N e x t C o m m o n s L a b 南相馬
	代表者	井上 雄大
	所在地	南相馬市 小高区本町1-87 小高パイオニアヴィレッジ
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 関係案内所の運営業務を遂行する上で、小高駅利用者との関係を構築し、訪問者に対しては地域の案内役として業務を行う必要がある。 また、関係案内の入口として、都市部からの人材が求めている需要を適確に把握し、市内の地域活性化に寄与する人材とのマッチングが重要な役割として挙げられる。そのため、地域課題に面した活動に取り組み、地域住民との交流を常日頃より行っている事業者が望ましい。当該団体は、地域課題を取り上げ、地域活性化を目指した団体でありながら、都市部及び各地方に連携・協力団体を有しており、関係人口における情報発信及び需要の把握に適している。 そのほか、当業者は東日本旅客鉄道株式会社と連携し、首都圏から地域へ人材の流れを利用した関係人口の創出に取り組んでおり、関係人口案内所の設置及び管理に合致するため、当業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [経済部観光交流課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000044 住民基本台帳ネットワークシステムＣＳサーバ保守業務委託
	履行場所	南相馬市役所本庁・小高区役所・鹿島区役所
	種 類	業務委託
	概 要	住民基本台帳ネットワークシステムＣＳサーバ保守業務委託を行うことにより安定的な運用を図る。
相 手 方	名 称	株式会社ＦＳＫ
	代 表 者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 住民基本台帳ネットワークシステムＣＳサーバは当該業者が構築していることから、当該業者以外では保守を行うことができないため、株式会社ＦＳＫと随意契約とする。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000045 学校教育施設浄化槽清掃業務委託（鹿島区）
	履行場所	小学校 2 校、学校給食センター
	種 類	業務委託
	概 要	浄化槽法第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づき、鹿島区小学校及び給食センターについて、環境省令で定めるところにより浄化槽の処理能力に応じて年 1 回以上浄化槽設備の清掃を行い、浄化槽の水質保全を図るもの。
相 手 方	名 称	門馬清掃有限会社
	代 表 者	代表取締役 門馬 広毅
	所 在 地	南相馬市 鹿島区江垂字堂前 6 0 番地の 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 1 項に基づき、南相馬市では区毎に浄化槽清掃を行う許可業者を 3 社としている。鹿島区については当該業者が指定の業者であり、清掃に必要な資格である浄化槽清掃業許可証と浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬業許可証を南相馬市から取得している唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000047 原ノ町駅人道跨線橋昇降機保全及び定期検査業務委託
	履行場所	原ノ町駅人道跨線橋
	種 類	業務委託
	概 要	原ノ町駅人道跨線橋昇降機の適正な状態を保つため、点検・調整等の保守管理を行う。
相 手 方	名 称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代 表 者	支社長 桎谷 隆一
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目 1 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、日立製昇降機を専門に保守管理しており、故障や事故発生時における技術員の速やかな派遣体制及び、リモートメンテナンスシステムによる常時遠隔監視により、適正な運行管理を行うことが可能な唯一の業者であるため、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部土木課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000048
		小中学校自家用電気工作物保安管理業務委託
	履行場所	小中学校 1 8 校
	種 類	業務委託
概 要	学校施設の電気事業法に基づく保安管理業務である各種点検（月次点検、年次点検、臨時点検等）を行い、又、事故発生時の指導助言、立入検査をするなど施設の安全確保を図る保守点検業務を行う。	
相 手 方	名 称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代 表 者	事業本部長 田村 和夫
	所 在 地	福島県 福島市 矢剣町 1 番 2 2 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務委託は、自家用電気工作物の機能を維持し、円滑な運用を図るため、保安管理業務を実施しようとするものである。 そのためには、当該設備に精通した熟練技術者を多数擁し、かつ設備状況を十分把握し、技術的保障を確保し、短時間での業務遂行が可能である業者でなくてはならない。また、いつ起きるかわからないトラブルに即座に対応でき安全面を考慮することが必要であることから、このような体制を構築可能な業者は当市においては上記業者のみであり、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000051
		小中学校小荷物専用昇降機保守点検業務委託
	履行場所	小中学校 1 4 校
	種 類	業務委託
概 要	学校給食の円滑な運搬作業のため、小荷物専用昇降機を適正な状態に保つべく、2 ヶ月に 1 回の定期点検、及び建築基準法に基づく定期調査業務を実施するもの。	
相 手 方	名 称	クマリフト株式会社 郡山営業所
	代 表 者	所長 西條 洋
	所 在 地	福島県 郡山市 小原田三丁目 2 番 5 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該業者は、市内小中学校の給食用エレベーターの設置業者であり、かつ、当該設備の設計、製造、工事、保守点検を行っている。 緊急時の部品調達外の対応が迅速且つ適正に対応可能であり、設備維持に関する技術的保障を確実に確保できるのは上記業者だけであるため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000052 学校管理業務委託
	履行場所	市内小中学校
	種 類	業務委託
	概 要	市内小中学校の児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう学校の施設等の適正な管理や清掃等を行う。 (学校用務員の委託) 小学校 1 2 校、中学校 5 校 (学校管理業務) 学校の開門、施設・設備等の維持管理、清掃作業の校舎内外の環境整備など
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有している。 また、上記業者と契約することは、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与する。以上の理由から、南相馬市シルバー人材センターとの随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000056
		工業製品放射線測定業務委託
	履行場所	商工労政課
	種 類	業務委託
概 要	市内企業に対する放射線風評被害抑制のため、工業製品の放射線量の測定、放射線関連の技術アドバイス、測定結果報告書作成等を行う。	
相 手 方	名 称	株式会社ゆめサポート南相馬
	代 表 者	代表取締役社長 高橋 隆助
	所 在 地	南相馬市 原町区本町一丁目 1 1 1 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、放射線に対する高い専門知識及び技術を要することから、株式会社ゆめサポート南相馬が独立行政法人産業技術総合研究所の指導を受け、平成 2 3 年度から当事業を受託している。 株式会社ゆめサポート南相馬は、放射線測定に関して豊富な専門知識と経験を生かし、特殊な測定依頼にも対応してきた。更には、独立行政法人産業技術総合研究所との連携も組織化されており、放射線相談に対しても的確な技術アドバイスが可能である。現在、南相馬市にはこのような事業所は他にないことから、株式会社ゆめサポート南相馬と随意契約する。	
工事等担当課名 [経済部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000064
	履行場所	障害年金併給法改正対応に伴う児童扶養手当システム改修業務委託
	種類	業務委託
	概要	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が第201回通常国会で成立し、令和2年6月5日に公布された。これにより児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）が改正され、児童扶養手当と障害年金の併給調整に係る見直しが行われることに伴い、現行のシステムに必要な改修を行うもの
相 手 方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 井上 望
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、児童扶養手当システムの設置業者であり、本業務は当該システムの改修業務であることから、業務を正確に履行することができる唯一の業者であるため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 こども未来部こども家庭課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000069 みなみそうま就職ナビウェブサイト管理運営業務委託
	履行場所	南相馬市原町区栄町三丁目 2 4 外
	種 類	業務委託
	概 要	市内在住者の市内事業所へ就職及びU・I ターン就職を促すことを目的に、みなみそうま就職ナビウェブサイトの管理運営を行い、事業所情報や就職に関わる情報を分かりやすく発信するもの。
相 手 方	名 称	南相馬 I T コンソーシアム
	代 表 者	代表 田中 章広
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町 1－5 2－5
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 みなみそうま就職ナビを管理運営するにあたり、南相馬ITコンソーシアムは、本ウェブサイト及びアプリのシステム設計からサイトデザインまで全てを担当した開発事業者であるため、システムの構成を熟知しており、適切な管理運営を行うことができる唯一の業者であることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [経済部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000075 戸籍総合システム保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市役所本庁・小高区役所・鹿島区役所
	種 類	業務委託
	概 要	戸籍システムの保守点検業務を行う。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、現在運用中の戸籍システム構築業者であり、当該業者しか保守業務を行えないため随意契約とする。	
	工事等担当課名 〔 市民生活部市民課 〕	

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000078
		原ノ町駅前駐輪場管理業務委託
	履行場所	原ノ町駅前駐輪場
	種 類	業務委託
概 要	駅前駐輪場利用者に対する指導、駐輪場内の自転車等の整理及び放置自転車の撤去等を行う。	
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該シルバー人材センターは、軽易な本施設管理業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000081
	履行場所	南相馬市復興支援員設置業務委託（南相馬市かしま観光協会）
	種 類	業務委託
	概 要	復興に伴う、地域力の再生・維持・強化に資する活動を通じて、地域コミュニティ再構築を図るため、南相馬市復興支援員設置要綱第 2 条に掲げる業務を実施、南相馬市と協力して地域等の復興支援を行う。
相 手 方	名 称	一般社団法人 南相馬市かしま観光協会
	代 表 者	代表理事 澤田 一夫
	所 在 地	南相馬市 鹿島区鹿島字町 3 9 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 鹿島区の観光産業に深く精通しているとともに、当該事業を実施するために必要なノウハウやネットワークが構築されており、地域コミュニティの再構築を図るための拠点として復興支援員を配置し機能できるのは、（一社）南相馬市かしま観光協会のみであることから、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [鹿島区地域振興課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000083 エレベーター保守点検業務委託（南相馬市役所）
	履行場所	南相馬市役所
	種類	業務委託
	概要	エレベーターの正常な運転機能を維持するため、技術員の派遣及び常時遠隔監視を行い、適切な点検とプログラムによる整備や必要と判定した場合は機器を構成する部品の修理又は取替を行う。
相 手 方	名称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代表者	支社長 桙谷 隆一
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該エレベーターについては、日立製のエレベーターであり、当該業者以外では保守点検を行うことができないため、随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000084 南相馬市小中学校 I C T 利活用支援業務委託
	履行場所	学校教育課
	種 類	業務委託
	概 要	小中学校に整備された I C T 機器を活用した授業の質向上のため、I C T 利活用に係る支援業務を委託する。
相 手 方	名 称	株式会社夢デザイン総合研究所 南相馬支店
	代 表 者	支店長 森 仁市
	所 在 地	南相馬市 原町区桜井町一丁目267番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市において、令和2年度に導入したタブレット端末に関しては、インターネットの閲覧制限やアプリの一括導入などができるモバイルデバイス管理システムも併せて整備しており、I C T 支援員がその管理のサポートを行っている。 このシステムにより、児童生徒1人1人にI Dとパスワードが割り振られており、年度切替となる春休み中に児童生徒名との紐づけ作業が必要となること、また、その内容を新たに着任した教員に説明する必要があることから、業者に変更が生じた場合に、これらの作業や説明が効率的かつ十分にできないことにより、学校現場におけるタブレット端末の活用やシステムの運用に著しく支障が生じるおそれがあることから、効果的かつ継続的なI C T 支援を行うため、導入初期期間として令和2年度に引き続き学校現場の状況等に精通している上記業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000086 南相馬市防犯カメラ撤去業務委託
	履行場所	南相馬市小高区大井字深町地内 外
	種 類	業務委託
	概 要	本業務は、市内 19 箇所（小高区 16 箇所、原町区 3 箇所）に設置の防犯カメラ及び録画機の撤去・処分及び設定データの消去を行う。
相 手 方	名 称	株式会社メディアシステム
	代 表 者	代表取締役 渡邊 弘志
	所 在 地	福島県 福島市 御山字稲荷田 83 番地 2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務については、当該業者が構築し、設置したシステム機器の撤去であり、撤去・処分及び設定データ等の消去については、当該業者でなければ履行できないことから随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000088 仮置場維持管理業務委託
	履行場所	大原仮置場外
	種 類	業務委託
	概 要	除染で発生した除去土壌等を安全かつ適切に保管するため、仮置場を常時良好な状態に維持管理し、異常が生じた場合は適切な措置・補修等を行うもの。 維持管理対象仮置場 13か所
相 手 方	名 称	竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノル共同企業体 株式会社竹中工務店 東北支店
	代 表 者	支店長 鈴木 一巳
	所 在 地	宮城県 仙台市青葉区 国分町3-4-33
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、これまで当該事業者にて委託した「除去物保管管理南相馬市除染作業及び除去土壌等の保管管理業務」において整備した仮置場の維持管理を行う業務である。 仮置場で異常が発生した際には迅速な対応が必要となり、これを可能とする業者は、各仮置場の構造を熟知し、補修に対する専門的な知識や技術を持ち、業務を習熟している当該事業者のみであるため、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部環境回復推進課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000089 南相馬市防犯カメラシステム設備保守管理業務委託（旧避難指示区域内）
	履行場所	南相馬市小高区大井字深町地内外
	種 類	業務委託
	概 要	市内 19 箇所（小高区 16 箇所、原町区 3 箇所）に設置した防犯カメラシステム設備について、点検、測定等により不具合及び劣化の状況を把握し、システムが正確に稼働・運用できるよう保守を行うとともに、定期的なハードディスクの交換作業を行う。
相 手 方	名 称	株式会社メディアシステム
	代 表 者	代表取締役 渡邊 弘志
	所 在 地	福島県 福島市 御山字稲荷田 8 3 番地 2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、防犯カメラシステム設備の設置業者であり、機器の内容を熟知しており確実な保守体制のもと安定的かつ円滑な機器のメンテナンスの技術を有していることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000091
		スクールカウンセリング等業務委託
	履行場所	原町第一中学校ほか 7 校
	種 類	業務委託
概 要	社会的に問題となっているいじめや不登校などの児童生徒間の問題の解決、震災後の心のケアに資することを目的に、児童生徒の心のケアや教職員や保護者に対して指導助言等行うため、スクールカウンセリング等を実施するもの。 【派遣校】 原町第三小学校、小高小学校、原町第一中学校、原町第二中学校、原町第三中学校、石神中学校、鹿島中学校、小高中学校	
相 手 方	名 称	学校法人国際学園
	代 表 者	理事長 宮澤 保夫
	所 在 地	神奈川県 横浜市青葉区 さつきが丘 8 番 8 0
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、小中学校において臨床心理士等の有資格者によるカウンセリングの実施、学校関係者やスクールソーシャルワーカー等との連携・協力依頼があり、震災後の平成 2 4 年度以降から継続して市内小中学校においてカウンセラー業務が行われてきた。児童生徒の心の成長をきめ細やかに継続して見守るためには長期的なケアが必要であり、派遣学校における児童生徒の心理的な変遷や実態に即したカウンセリングができる事業所が当該事業者のみであるため、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局学校教育課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000093
		水道給・配水施設漏水通報待機業務委託
	履行場所	南相馬市原町区内および小高区内
	種類	業務委託
概 要		漏水通報により水道水か否かの現場確認作業、及び漏水修繕工事の実施時期の判断、並びに緊急時の現場対応等をするもの。
		平日夜間待機時間 (17:00~22:00) 5.0h/日×243日=1,215h 土日祝祭日待機時間 (8:30~22:00) 13.5h/日×122日=1,647h 令和3年度待機時間合計 365日 2,862h
相 手 方	名称	南相馬市管工事協同組合
	代表者	代表理事 齋藤 一美
	所在地	南相馬市 原町区二見町二丁目9番地の6
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、漏水通報に伴う給・配水施設等水道施設からの漏水か否かの現場確認作業及び修繕工事の実施時期の判断、並びに緊急時の現場対応等高度な技術力と判断力を必要とすることから、市内の給・配水施設を熟知しており、漏水修繕及び水道管布設工事の実績がある組合員で構成する南相馬市管工事協同組合と随意契約したい。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000094 多様な働き方と人づくり支援事業業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
	概 要	「マチ・ヒト・シゴトの結び場 NARU」の管理運営を行いながら、多様な働き方に対応したキャリア形成支援を行うとともに、本事業の参加者（フリーランス、市内事業者等）のスキルマッチングを行い、地域で仕事が循環する仕組みをつくるもの。
相 手 方	名 称	株式会社 小高ワーカーズベース
	代 表 者	代表取締役 和田 智行
	所 在 地	南相馬市 小高区本町一丁目87
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、プロポーザルの企画提案にもとづき市が指定した物件を改修及び賃貸借して実施しており、施設の管理運営に熟知した当該事業者が最も適切に管理運営できる。 また、今年度新たに制作・運営するスキルマッチングサイトは、これまでの本事業の参加者（フリーランス、市内事業者等）が主なターゲットとなることから、本事業に携わってきた当該事業者がターゲット層について熟知しており、適切にサイトを運営することができるため、随意契約をするもの。	
工事等担当課名 [経済部商工労政課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000096 自家用電気工作物保安管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	原町区・小高区の自家用電気工作物を所有する施設の保守点検業務(全13箇所)
相 手 方	名 称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代 表 者	事業本部長 田村 和夫
	所 在 地	福島県 福島市 矢剣町 1 番 2 2 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、自家用電気工作物の機能を維持し円滑な運用を図るため、保安管理業務を実施しようとするものである。 そのためには、当該設備に精通した熟練技術者を多数擁し、かつ設備状況を十分把握し、技術的保障を確保し、短時間での業務遂行が可能である業者でなくてはならない。また、いつ起きるかわからないトラブルに即座に対応でき安全面を考慮することが必要であることから、このような体制を構築可能な業者は当市においては東北電気保安協会のみであり、随意契約するものである。	
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000098
		原町区内中学校給食業務委託
	履行場所	原町区内中学校
	種 類	業務委託
概 要	原町区内中学校における給食調理業務を委託し、学校給食の運営を図る。	
相 手 方	名 称	あぶくま給食サービス企業組合
	代 表 者	代表理事 前田 一男
	所 在 地	南相馬市 原町区栄町二丁目 9 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	平成 1 6 年 4 月 1 日より原町区内各中学校給食調理業務の一部を民間委託するにあたり、専門業者への委託ではなく、市内経済状況・雇用環境等を考慮し、商工会議所を通し創業意欲・企業意欲のある方々に打診した結果、給食業務を理解した業者によって新たに企業組合を設立して事業を委託した経緯があり、現在に至る。それ以後、学校給食業務に問題を生じることなく遂行していることから、入札参加資格を有する業者のうち原町区内の業者で当該業務を受託できる唯一の業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000099
	履行場所	滞納管理システム改修業務委託（令和 2 年度税制改正）
	種 類	税務課
	概 要	業務委託
相 手 方	名 称	令和 2 年度税制改正において、延滞金及び還付加算金の割合等について所要の見直しが行われたが、これにより令和 3 年 1 月 1 日以降の延滞金加算割合等が変わるため、滞納管理システムに影響が及ぶことから、改修を行う。
	代 表 者	株式会社日立システムズ 東北支社
	所 在 地	支社長 井上 望
根 拠 規 定	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
	【具体的に記入すること】 滞納管理システムの改修業務は、本市で導入している基幹システム(住民情報システム)との連携が必要となるため、同システムの構築業者しか改修を行えないことから、株式会社日立システムズ東北支社との随意契約としたい。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000101 防災行政無線システム保守点検業務委託
	履行場所	危機管理課
	種 類	業務委託
	概 要	市内防災行政無線におけるソフトウェア及びハードウェアの保守点検業務
相 手 方	名 称	日本電気株式会社 福島支店
	代 表 者	支店長 江沼 和美
	所 在 地	福島県 福島市 本町 5 番 5 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市防災行政無線システムの機器及びシステムの保守業務については、設置業者である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 復興企画部危機管理課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000104
	履行場所	水道施設管理業務委託
	種 類	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	概 要	業務委託 施設の中央監視の業務、巡視業務 牛越浄水場・牛来浄水場 日中管理 計365回 夜間管理 計365回
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本水道施設管理業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000105 南相馬市役所警備業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種 類	業務委託
	概 要	夜間等における施設の防犯、防災、保全を図るため、警備機器の設置及び警備員の配置による警備業務を委託する。 対象施設 市役所本庁舎、西庁舎、東庁舎、北庁舎 警備時間及び体制 午後 5 時から翌日午前 8 時 3 0 分まで 平日 2 名、土日祝日 1 名
相 手 方	名 称	A L S O K 福島株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 前田 泰彦
	所 在 地	福島県郡山市 喜久田町字松ヶ作 1 6 番地 9 8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、夜間等における施設の防犯、防災、保全を目的に警備を行うものであり、常時、施設状態を正確に監視及び把握し、緊急時等には迅速に対応することが求められる。 当該業者は、南相馬市役所庁舎において、機械設備による遠隔監視を行っており、監視装置を取り扱うことができること、施設内設備を熟知していることから、機械警備と常駐警備員による人的警備を連動して行うことができる唯一の業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [総務部公有財産管理課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000109 税務申告支援システム運用サポート業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地
	種 類	業務委託
	概 要	住民税の申告・課税業務で、運用している税務申告支援システムの各種サポート業務について委託するもの。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 申告業務においては、税務申告支援システム及び住民情報システムそれぞれにおいて、各種データの抽出及び加工処理を行う必要があるが、データの抽出・加工には各システムのデータベースを直接操作する必要がある。このため、外部委託業者には両方のシステムに精通し正確に作業ができること、また、万が一、既存データ及び機能に不具合が発生した場合も迅速に対応できることが求められるが、両方のシステムのデータベースの操作ができ、各種業務を限られた期間内に正確かつ迅速に完了することができるのは、(株)日立システムズのみであることから、当該業者との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000114 I C T 活用在宅介護システム管理運営業務委託
	履行場所	南相馬市原町区橋本町地内
	種 類	業務委託
	概 要	I C T を利用して在宅介護を推進するため、I C T 活用介護システムの適正な管理運営を行う。
相 手 方	名 称	特定非営利活動法人福島県ベンチャー・S O H O ・テレワーカー 共働機構 相双支部
	代 表 者	理事 相双支部長 田中 章広
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町一丁目 5 2 - 5
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 現行の在宅介護システムは、当該業者が独自に開発したシステムであるため、保守管理及び不具合発生時の復旧を速やかにかつ適切に行うことができる唯一の業者であることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [健康福祉部長寿福祉課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000115 滞納管理システム保守管理業務委託
	履行場所	税務課
	種 類	業務委託
	概 要	本市で現在導入している「滞納管理システム」にかかる保守・管理業務を行うもの。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 滞納管理システムの保守業務は、本市で導入している基幹システム(住民情報システム)との連携が必要となるため、同システムの構築業者しか保守管理を行えないことから、株式会社日立システムズ東北支社との随意契約としたい。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000117 ジャンボタクシー受付業務委託
	履行場所	南相馬市小高区内 外
	種 類	業務委託
	概 要	旧避難指示区域内の交通弱者の生活支援のために市が運行するジャンボタクシーの乗車予約受付を行う。
相 手 方	名 称	有限会社富士タクシー
	代 表 者	代表取締役 小林 清人
	所 在 地	南相馬市 小高区本町一丁目 5 7 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、旧避難指示区域内における交通弱者の生活支援にかかるジャンボタクシーの乗車予約受付業務であり、迅速な対応など利用者の利便性の向上を目的として、予約受付から配車までの一元管理が可能なのは、区域内において当該業者のみでることから、確実な履行が見込める当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 復興企画部被災者支援課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000121 令和 3 年度介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修業務委託
	履行場所	南相馬市長寿福祉課
	種 類	業務委託
	概 要	法改正に伴う高額介護（予防）サービス費の上限額見直し、食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直し、平成 3 0 年度税制改正対応等にかかる介護保険事務支援システム（ライフパートナー）の改修業務
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務について、法改正に伴う高額介護（予防）サービス費の上限額見直し、食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直し、平成 3 0 年度税制改正対応等にかかる改修が必要となり、システムを構築した業者でなければ業務を履行することができないため、当該業者との随意契約といたしたい。	
工事等担当課名 [健康福祉部長寿福祉課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000122
		メール無害化サービス利用業務委託
	履行場所	情報政策係 ほか
	種 類	業務委託
概 要	当該業者で提供しているメール無害化サービスを利用することにより、庁内ネットワークのセキュリティの安全性を確保しつつ、作業効率の向上を図る。	
相 手 方	名 称	富士電機株式会社 東北支社
	代 表 者	支社長 平木 譲
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町一丁目 9-1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当市で利用するメール無害化システムについては、当市も参加している福島県セキュリティクラウドで提供されているサービスレベルを満たし、且つファイル無害化サービスと同様のセキュリティ機能を有する必要があるため、これらの条件を満たすサービスを提供している当該業者と随意契約することとしたい。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000123 電算システム運用支援業務委託
	履行場所	情報政策係 ほか
	種 類	業務委託
	概 要	電算関連業務全般に関するコンサルタント業務、職員が業務で使用するパソコン全般の管理及び市が独自に導入したシステムに係る運用支援業務
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、電算関連業務全般に関するコンサルタント業務、職員が業務で使用するパソコン全般の管理及び市が独自に導入したシステムに係る運用支援業務であり、行政システム全般を取り扱わなければならないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000124 行政情報システム保守業務委託
	履行場所	情報政策係 ほか
	種 類	業務委託
	概 要	行政情報システムにおける、システムの保守業務
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、行政情報システムの開発元である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000126 仮置場原状回復業務委託
	履行場所	大原仮置場外
	種 類	業務委託
	概 要	市発注の除染作業に伴い発生した除去土壌等の保管を行う仮置場について、除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送したことから、地権者に返還するため原状回復を行う。 仮置場原状回復業務 一式 大原仮置場外 1 2 か所
相 手 方	名 称	竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノル共同企業体 株式会社竹中工務店 東北支店
	代 表 者	支店長 鈴木 一巳
	所 在 地	宮城県 仙台市青葉区 国分町 3－4－3 3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、これまで当該事業者にて委託した「除去物保管管理南相馬市除染作業及び除去土壌等の保管管理業務」において整備した仮置場の原状回復を行う業務である。 仮置場を造成し構造を熟知しており、業務を習熟しているのは当該事業者のみであるため、随意契約とする。	
工事等担当課名 [市民生活部環境回復推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000127 仮想化デスクトップシステム保守業務委託
	履行場所	総務部総務課情報政策係
	種 類	業務委託
	概 要	行政情報系仮想化デスクトップシステムにおけるソフトウェア及びハードウェアの保守業務を行うもの。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、行政情報系仮想化システムの機器導入および構築を行った当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
	工事等担当課名 [総務部総務課]	

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000128 住民情報システム保守業務委託
	履行場所	総務部総務課情報政策係 ほか
	種類	業務委託
	概要	住民情報システムにおける、ソフトウェア等の保守業務
相 手 方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 井上 望
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、住民情報システムの開発元である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000129 住民情報系仮想化デスクトップシステム保守業務委託
	履行場所	総務部総務課情報政策係
	種 類	業務委託
	概 要	住民情報系仮想化デスクトップシステムにおけるソフトウェア及びハードウェアの保守業務
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、住民情報系仮想化システムの機器導入および構築を行った当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000130 標準レイアウト改修業務委託
	履行場所	総務部総務課情報政策係 ほか
	種 類	業務委託
	概 要	社会保障・税番号制度の情報連携機能に関して、令和 3 年度に対応が必須とされているデータ標準レイアウトの改版対応作業（副本再登録、および情報照会機能見直し）を実施する。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、社会保障・税番号制度の情報連携機能を使用する住民情報システムの開発元である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000134 南相馬市水道管路維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区内および小高区内
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市管路維持管理業務委託 委託期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年度3月31日 5か年間 委託内容 作業計画作成 1式、 上水道管理維持管理業務 1式、漏水調査・修繕業務 1式、給配水台帳整備業務 1式 水道施設台帳整備業務 1式
相 手 方	名 称	フジ地中情報株式会社 東北支店
	代 表 者	支店長 佐々木 尉浩
	所 在 地	宮城県 仙台市太白区 長町南3丁目37-13
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市原町区および小高区内に整備された水道管路施設の維持管理業務、漏水調査・修繕対応業務、業務、給配水台帳更新業務、水道施設台帳整備業務を行うものである。 業務の内容から、漏水調査業務に熟達し、また、給配水台帳システム、水道施設台帳システムは、フジ地中情報(株)で開発したソフトウェアであるため、指名業者以外に本業務の遂行は不可能であることから、随意契約としたい。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000135 南相馬みんなの遊び場警備業務委託
	履行場所	南相馬みんなの遊び場(鹿島区鹿島字広町13番地)
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬みんなの遊び場について、機械による施設警備業務を委託するもの
相 手 方	名 称	セコム株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 尾関 一郎
	所 在 地	東京都渋谷区 神宮前一丁目5番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、当施設の警備機器及び警備システムを設置しており、既存の機器等を取り扱えるのは、当該業者のみである。既存機器を継続して使用することが、警備業務の遂行に不可欠であるため当該業者との随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 〔 こども未来部こども家庭課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000136 超高速インターネット光ファイバ網保守業務委託
	履行場所	福島県南相馬市
	種 類	業務委託
	概 要	小高区・鹿島区に展開する超高速インターネット光ファイバ網の通信用機器を保守管理することで、安定的運用を図るもの。
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 山 貫 昭子
	所 在 地	福島県 福島市 山下町5番10号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 光ファイバーケーブルの保守については、光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約の規定に基づき、当該業者が実施することとなっていることから、当該業者と随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000139 南相馬市防犯カメラシステム設備保守管理業務委託（旧避難指示区域外）
	履行場所	南相馬市鹿島区 外
	種 類	業務委託
	概 要	市内 1 2 箇所（鹿島区 箇所、原町区 箇所）に設置した防犯カメラシステム設備について、点検、測定等により不具合及び劣化の状況を把握し、システムが正確に稼働・運用できるよう保守を行うとともに、定期的なハードディスクの交換作業を行う。
相 手 方	名 称	株式会社メディアシステム
	代 表 者	代表取締役 渡邊 弘志
	所 在 地	福島県 福島市 御山字稲荷田 8 3 番地 2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、防犯カメラシステム設備の設置業者であり、機器の内容を熟知しており確実な保守体制のもと安定的かつ円滑な機器のメンテナンスの技術を有していることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000141
	履行場所	南相馬市博物館
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市博物館（1階全域・地下倉庫）の環境調査及び報告 調査内容 昆虫生息調査、浮遊菌調査、塵埃調査 調査回数 年4回
相 手 方	名 称	仙台湾燻蒸株式会社
	代 表 者	代表取締役 高田 徹四郎
	所 在 地	宮城県 塩釜市 港町二丁目3番9号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市博物館で収蔵及び展示している資料（文化財）に被害を加える昆虫の生息状況のモニタリング及び浮遊菌調査等を行うものである。 当該業者は、業務可能な人員の確保が可能であり、昆虫生息調査等の資格を有し実績もあり、業務内容を熟知していること、また、他に実施可能な業者が無いことから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局文化財課博物館 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000143 R P A 導入推進事業業務委託
	履行場所	総務課
	種 類	業務委託
	概 要	住民情報システム関連の R P A シナリオを中心に作成し、定型的な業務の自動化・効率化を図る。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 今年度は、主に住民情報システム関連のシナリオ作成を予定しているが、R P A のシナリオ作成には、住民情報システムと R P A ツールの両方について、深い知見を有していることが求められる。 住民情報システムの構築事業者であり、また、使用する R P A 「U i P a t h」の事業者からダイヤモンドリセラーに認定されている企業は、株式会社日立システムズ東北支社のみであることから、随意契約としたい。	
	工事等担当課名 〔 総務部総務課 〕	

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000146 団体内統合利用番号連携 (ID連携) サーバ更新業務委託
	履行場所	総務課
	種 類	業務委託
	概 要	マイナンバー法に基づく情報連携を行う際に、団体ごとに個人を一元的に管理するマイナンバーとは別の番号である団体内統合利用番号が必要であり、ID連携サーバーによって附番されている。 本業務は、現在、物理サーバー上で運用しているID連携サーバーのハードウェアの老朽化に伴い、ID連携サーバーを住民情報システムの仮想基盤上に構築及びデータ移行を行うものである。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 団体内統合利用番号連携 (ID連携) サーバーは、住民情報システム及び自治体中間サーバー・プラットフォームシステムと連携しているため、両方のシステム構築を行った当該業者でなければ、システムの移行作業ができないため、随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000151 統合型地理情報システムデータ移行業務委託
	履行場所	総務課
	種 類	業務委託
	概 要	庁内のみで使用している地理情報システムのデータを令和 2 年度構築のクラウド型の新地理情報システムへ移行し、システムの一本化と業務の効率化を図る。
相 手 方	名 称	株式会社パスコ 福島支店
	代 表 者	支店長 小島 真紀
	所 在 地	福島県 福島市 栄町 6 番 6 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、統合型地理情報システムの開発元である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000152
		小中学校高速通信環境保守業務委託
	履行場所	小中学校 18 校
	種 類	業務委託
概 要	小中学校に設置したネットワーク機器の保守業務を行うことにより安定的な学習環境の保持と運用管理を図る。	
	保守対象物品 ・ UTM FG-400E 4 台 外 473 台	
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 山 貴 昭子
	所 在 地	福島県 福島市 山下町 5 番 10 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	小中学校ネットワーク機器は、上記業者が導入して環境構築を行ったため、保守業務委託については上記事業者のみしか行えないことから、上記事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000153 南相馬市復興支援員設置業務委託
	履行場所	一般社団法人 南相馬観光協会
	種 類	業務委託
	概 要	復興に伴う地域力の再生・維持・強化に資する活動を通じて、地域コミュニティの再構築を図るため、南相馬市復興支援員設置要綱第 2 条に掲げる業務を実施し、南相馬市と協力して被災地等の復興支援を行う。
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬観光協会
	代 表 者	会長 鈴木 清重
	所 在 地	南相馬市 原町区本町二丁目 5 2 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市の観光に深く精通しているとともに、当該事業を実施するために必要なノウハウやネットワークが構築されており、地域コミュニティの再構築を図るための拠点として復興支援員を配置し機能できるのは(一社)南相馬観光協会のみであることから、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [経済部観光交流課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000161 イントラネット保守業務委託
	履行場所	情報政策係 ほか
	種 類	業務委託
	概 要	イントラネットの保守を委託し、情報通信のセキュリティを確保するとともに、安心して業務が執行できる環境を整備する。
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 山 貫 昭子
	所 在 地	福島県 福島市 山下町5番10号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、イントラネットの機器導入および構築を行った当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部総務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000163 インターネット閲覧環境保守業務委託
	履行場所	情報政策係 ほか
	種 類	業務委託
	概 要	インターネット閲覧環境の保守業務
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、インターネット閲覧環境の構築元である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部総務課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000167 定額タクシー運行支援業務委託
	履行場所	企画課
	種 類	業務委託
	概 要	定額タクシー事業に係る改善策などの検討のため、登録及び利用状況等の集計・分析を行う。 ・利用状況の集計・分析支援 一式 ・報告書作成 一式 ・打合せ協議 一式
相 手 方	名 称	株式会社千代田コンサルタント 南相馬営業所
	代 表 者	所長 赤木 恵
	所 在 地	南相馬市 原町区高見町二丁目15番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、定額タクシー事業開始当初から運行支援業務を受託し、利用者データベースの構築や利用状況の分析を行っており、事業を継続するにあたり他の業者では対応が不可能であるため、当該業者と随意契約を行うもの。	
工事等担当課名 [復興企画部企画課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000177
	履行場所	南相馬チャンネル北海老送信局アンテナ仮移設業務委託
	種類	鹿島区北海老字林崎地内
	概要	業務委託
相 手 方	名称	南相馬チャンネル北海老送信局アンテナを設置している構火の見櫓について解体後、新たな建造物を建設することから、引き続き南相馬チャンネルの電波送信を維持するため、解体前に北海老送信局アンテナを仮移設するもの。
	代表者	株式会社NHKテクノロジーズ 仙台総支社
	所在地	総支社長 制野 敏光
根 拠 規 定	所在地	宮城県 仙台市青葉区 本町1-11-11 ハニックスビル5階
	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
	【具体的に記入すること】 本事業を行うためには、エリア放送に関する専門的な知識及び技術が必要となり、送信局の移設だけではなく、送信電波の出力調整も必要となるため、南相馬チャンネル送信局設置施工業者である当該事業者なければ施工できないことから、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 総務部総務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000180 南相馬市博物館清掃業務委託
	履行場所	南相馬市博物館
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市博物館の環境美化及び施設保全のため、館内及び敷地内の清掃を行う。 ・業務日 毎週日曜日から土曜日まで（以下の休館日を除く） （月曜日（国民の祝日にあたる場合翌平日）、相馬野馬追最終日の翌平日、 12月29日から1月3日まで） ・業務時間 午前8時30分から午後5時まで
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は軽易な清掃業務であり、当該法人はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。 また、高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、当該法人との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局文化財課博物館 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000182 地図情報システム保守業務委託
	履行場所	総務課情報政策係
	種 類	業務委託
	概 要	本市において運用している既存の地図情報システム（以下GISという。）の 保守・運用を行うことを目的として行うもの。
相 手 方	名 称	株式会社パスコ 福島支店
	代 表 者	支店長 小島 真紀
	所 在 地	福島県 福島市 栄町6番6号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、地図情報システムの開発元である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000183 南相馬市人事評価制度運用支援業務委託
	履行場所	総務課
	種 類	業務委託
	概 要	職員に対し南相馬市人事評価制度の理解、浸透、定着を図るための運用支援を行い、職員の能力育成を図るもの。 研修実施（目標設定・中間・評価）年5回 調整会議実施（難易度・達成度）年2回 準備会合等打合せ、資料作成、確認等
相 手 方	名 称	学校法人産業能率大学
	代 表 者	理事長 上野 俊一
	所 在 地	東京都 世田谷区 等々力六丁目39番15号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、平成27年度から本市の人事評価制度の構築及び導入を共に実施し、これまでの経過や状況を十分に把握している唯一の業者であり、他の業者では対応が不可能であるため当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000184 地域力創造アドバイザーを活用した馬事文化の継承及び活用業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	馬事文化を継承・活用して行くため、馬の飼養に係る人的・金銭的な諸負担を軽減し、馬を飼養しやすい環境の整備のための提言を成果物として求める。 ・現地調査業務 12回（オンラインも含む）・実証実験業務 1回（相馬野馬追時）・ワークショップ、イベントの開催業務 6回・オンライン相談業務 12回・その他本事業の実施に関する業務
相 手 方	名称	株式会社CASE
	代表者	代表取締役 近藤 威志
	所在地	東京都 台東区 浅草6-1-16 HATCHビル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業では、馬事文化を継承し、相馬野馬追を継続して開催するため、馬を飼う市民の負担を軽減し、持続的に地域で担うことができる事業の創出を目的とする。そのため、馬事関係者からの意見の吸い上げが必要であり、加えて地域ビジネスに明るく、事業の立ち上げにノウハウを持つ者が適任である。 当該業者は、総務省から地域力創造アドバイザーに認定されており、複数の自治体で実績を有している。また、令和2年度に、本市の馬事関係者に馬事文化継承にかかる意向調査等についてヒアリングも行っていることから、課題等を十分に把握しており、本業務の履行を確実に行うことができるのは当該業者のみであるため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [経済部観光交流課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000193 災害公営住宅エレベーター保守点検業務委託（大町西団地・大町東団地）
	履行場所	南相馬市原町区大町二丁目地内
	種 類	業務委託
	概 要	定期的な保守点検により団地内エレベーターの機能維持を図る。 箇所及び基数：大町東団地 2 基、大町西団地 1 基
相 手 方	名 称	東芝エレベータ株式会社 東北支社
	代 表 者	支社長 石田 竜治
	所 在 地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡四丁目 2 番 3 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本エレベーターの保守点検業務については、エレベーターの設置業者以外では保守管理を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部建築住宅課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000196 市営住宅植栽管理業務委託（原町区）
	履行場所	南相馬市原町区仲町三丁目地内
	種 類	業務委託
	概 要	市営住宅（仲町・桜井町・国見町・二見町・東町・三島町・北長野・日の出町・北町・大町西・大町東・大町南・栄町・萱浜）及び中里団地跡の植栽を管理し、快適な生活環境を維持する。 箇所数：15箇所
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターとの随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部建築住宅課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000198 各種証明書コンビニ交付サーバ保守業務委託
	履行場所	南相馬市役所西庁舎 3 階情報政策係内
	種 類	業務委託
	概 要	各種証明書コンビニ交付サーバ保守業務委託を行うことにより安定的な運用を図る。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 各種証明書コンビニ交付サーバは当該業者がシステム構築をしていることから、当該業者以外では保守業務を行うことが出来ないため随意契約とする。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000199 南相馬市復興支援員設置業務委託（小高観光協会）
	履行場所	小高観光協会（小高区役所地域振興課内）
	種 類	業務委託
	概 要	復興に伴う地域力の再生・維持・強化に資する活動を通じて、地域コミュニティ再構築を図るため、南相馬市復興支援員設置要綱第 2 条に掲げる業務を実施、南相馬市と協力して地域等の復興支援を行う。
相 手 方	名 称	小高観光協会
	代 表 者	会長 平田 廣昭
	所 在 地	南相馬市 小高区本町二丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 小高区の観光産業に深く精通しているとともに、当該事業を実施するために必要なノウハウやネットワークが構築されており、地域コミュニティの再構築を図るための拠点として復興支援員を配置し機能できるのは、小高観光協会のみであることから、当該団体との随意契約とする。	
工事等担当課名 [小高区地域振興課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000200 災害公営住宅エレベーター保守点検業務委託（栄町団地）
	履行場所	南相馬市原町区栄町三丁目地内
	種 類	業務委託
	概 要	当該団地に設置しているエレベーターについて、運転機能を常に安全かつ良好に維持するため、計画的に技術員を派遣し適切な点検とプログラム整備を行う。 設置基数：3 基
相 手 方	名 称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代 表 者	支社長 桎谷 隆一
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目 1 番 1 号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本エレベーターの保守点検業務については、エレベーターの設置業者以外では保守管理を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部建築住宅課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000202 南相馬市超高速インターネット光ケーブル支障移転業務委託（小高区泉沢地内）
	履行場所	南相馬市小高区泉沢地内
	種 類	業務委託
	概 要	N T T の電柱の撤去、移転に伴い、そこに共架している光ファイバケーブルについて移架する必要が生じたことにより、支障移転業務を委託するもの。 光ケーブル経路詳細設計 ほか
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 山 貫 昭子
	所 在 地	福島県 福島市 山下町 5 番 1 0 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 光ファイバケーブルの移設については、光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約の規定に基づき、当該業者が実施することとなっていることから、当該業者と随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000203 原町陣ヶ崎公園墓地清掃業務委託
	履行場所	市営原町陣ヶ崎公園墓地
	種 類	業務委託
	概 要	市営原町陣ヶ崎公園墓内地内（1～3号調整池、2号調整池先1号流末排水路、3号調整池先2号流末排水路含む）の景観美化を保つため、ごみ清掃、トイレ清掃・管理、除草、樹木の剪定作業等を行うものとする。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、軽易な施設管理業務であり、公益財団法人 南相馬市シルバー人材センターは当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会確保と社会参加推進に寄与するため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000204 有害鳥獣焼却施設管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区小沢字小沢 地内
	種 類	業務委託
	概 要	有害鳥獣焼却施設の運転・維持管理を行うもの。 有害鳥獣焼却施設 延床面積 392.69㎡ 焼却能力：1 時間当たり最大焼却量 120kg 有害鳥獣の年間焼却予定数量：4,000 頭 主要設備：焼却炉 2 炉、バグフィルター、保管冷凍庫、中央監視装置
相 手 方	名 称	株式会社東武
	代 表 者	代表取締役社長 中島 照夫
	所 在 地	南相馬市 原町区本陣前二丁目 5 1 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、有害鳥獣焼却施設の運転・維持管理を行うものを行うものであるが、入札執行の結果、最終応札者が 1 社のみとなり不調となった。 このことから、業務実施が可能な業者は、当該業者のみであるため、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000232 南相馬市一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援業務委託
	履行場所	南相馬市内一円
	種 類	業務委託
	概 要	選定委員会対応 一式 報告書作成 一式
相 手 方	名 称	日本工営株式会社 福島事務所
	代 表 者	所長 中條 智
	所 在 地	福島県 福島市 本町 5－8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、令和 2 年度に抽出した候補地を絞り込むための南相馬市一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会において、市の支援を行うことを目的としており、候補地の詳細な事項を把握しているのは抽出業務を行った上記業者のみであることから、地方自治法施工令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000236 原町水道施設 除草業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	・ 施設除草業務 3 回 ・ 樹木剪定業務 1 回
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、水道施設環境を維持し円滑な運用を図るため、施設の除草・樹木剪定を実施しようとするものである。 公益社団法人南相馬市シルバー人材センターは、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の確保と社会参加に寄与するため、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000238 小川町体育館バスケットゴール修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区小川町322-1
	種 類	業務委託
	概 要	小川町体育館バスケットゴール修繕業務 (1) バスケット板交換 1箇所(東面北側) プラスチック版 防護パット付(UESAKA) 1枚交換 既存リング再取付含む (2) 壁面折畳用連動ネジ交換 4箇所
相 手 方	名 称	株式会社オノヤスポーツ
	代 表 者	代表取締役 五十嵐 俊道
	所 在 地	福島県 福島市 北矢野目字竹ノ花32番地の2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務については、バスケットゴールの修繕という取扱い業者に限られるものであるため、市内、県外の登録業者11社すべてに履行確認を行ったところ、業務内容及び期限について履行可能な業者が1社のみだったため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部スポーツ推進課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000243 令和 3 年度南相馬市産米の成分調査・分析業務委託
	履行場所	南相馬市内、福島大学
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市で生産された主食用米について、科学的根拠に基づく食味向上及びブランド力強化による販路拡大の推進を図るため、米の成分、作付ほ場の環境データ及び栽培方法について調査及び分析を行う。
相 手 方	名 称	国立大学法人 福島大学
	代 表 者	学長 三浦 浩喜
	所 在 地	福島県 福島市 金谷川 1 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、令和 2 年度、現地調査や研究を通して地域が抱える農業の課題解決を図る「農学実践型教育プログラム」を南相馬市で実施しており、市と連携し、委託業務により米の成分及び作付ほ場の環境データについて調査及び分析を行った。 本業務において、上記の調査データの活用による業務の連続性の確保、及び円滑かつ適切な業務遂行が見込まれるとともに、本業務に必要となる専門的な知識、機材を有する唯一の事業者であることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [経済部農政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000244
	履行場所	食品等放射能簡易分析装置修理業務委託
	種 類	ひばり生涯学習センター 他
	概 要	業務委託
		食品等放射能簡易分析装置については、一部装置が老朽化等のため、装置の性能を維持し、正確な測定を継続的に行うため、修理を行う。 食品等放射能簡易分析装置 日立アロカ製CAN-OSP-NAI 4 台 ・ ひばり生涯学習センター 1 台 ・ 原町生涯学習センター 1 台 ・ 鹿島生涯学習センター 1 台 ・ 小高区役所 1 台
相 手 方	名 称	宝化成機器株式会社
	代 表 者	代表取締役 井上 昭二
	所 在 地	福島県 郡山市 喜久田町卸一丁目 6 2 番地 1
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市に設置してある分析装置のうち、「CAN-OSP-NAI」については当該事業者が納入者であり、分析装置の修理は当該事業者しか行えないことから、当該業者と随意契約を締結するものである。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000258 クリーン原町センター点検整備業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	種 類	業務委託
	概 要	クリーン原町センター点検整備業務 ①. 1・2号炉焼却施設機器点検 ②. 1・2号炉プラント内部清掃 ③. 1・2号炉助燃バーナー点検整備 ④. 1・2号炉送風機点検整備 ⑤. 1・2号炉冷却塔点検整備 ⑥. ポンプ類点検整備 ⑦. 集じん灰処理装置点検整備
相 手 方	名 称	三機化工建設株式会社
	代 表 者	代表取締役 高橋 裕樹
	所 在 地	神奈川県 大和市 中央林間七丁目10番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、既存設備の点検整備であり本施設の設置施工した指名業者以外では施工不能であることから、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000259 クリーン原町センター1号炉内乾燥帯修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	種 類	業務委託
	概 要	1号炉内乾燥帯修繕 ○固定用・稼働用ロストル 7 列 ○サイドガイド 2 列 ○固定用・稼働用受梁 7 列 ○固定用・稼働用継梁 4 組 ○固定側・稼働側摺動子レール 4 個 ○水冷ホース 20メートル ○耐熱ジャケット 30メートル
相 手 方	名 称	三機化工建設株式会社
	代 表 者	代表取締役 高橋 裕樹
	所 在 地	神奈川県 大和市 中央林間七丁目10番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、既存設備の修理であり本施設の設置施工した当該業者以外では施工不能であることから、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000260 クリーン原町センター炉内耐火物修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	種 類	業務委託
	概 要	クリーン原町センター炉内耐火物修繕箇所 ・ 1 号炉燃焼帯天井ノーズ部 ・ 1 号炉乾燥帯天井ノーズ部 ・ 1 号炉給じん装置段差部 ・ 1 号炉給乾燥帯段差部 ・ 2 号炉乾燥帯天井ノーズ部 ・ 2 号炉給乾燥帯段差部
相 手 方	名 称	三機化工建設株式会社
	代 表 者	代表取締役 高橋 裕樹
	所 在 地	神奈川県 大和市 中央林間七丁目 1 0 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、既存設備の修理であり本施設の設置施工した当該業者以外では施工不能であることから、地方自治法施工令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 [市民生活部生活環境課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000261	
	履行場所	粗大ごみ処理施設供給コンベア修繕業務委託	
	種 類	業務委託	
	概 要	受入供給コンベア修繕 ・エプロンパン (W1350 リフター無し) 130枚 ・エプロンパン (W1350 リフター有り) 66枚 ・主務チェーン (RF17250F-DT-特A2) 392リンク ・リターンレール 2本 ・キャリアレール 2本 ・スカート補修材 (全周分) 1式	
相 手 方	名 称	メタウォーター株式会社 東北営業部	
	代 表 者	部長 伊藤 克美	
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町一丁目9番1号仙台トラストタワー	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は当該設備製造の栗本鉄工所より全て技術譲与されており、市内業者で施工可能な業者はなく当該業者以外は機器の性能維持が困難であることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。		
工事等担当課名 [市民生活部生活環境課]			

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000262 最終処分場流入弁修繕業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉地内
	種 類	業務委託
	概 要	最終処分場流入弁修繕 ・流入弁 300A 電動式ソフトシール仕切弁 1台 ・流入調整弁 80A 手動式 玉形弁 JIS10K SUS304製 1台 ・異形フランジ 300A×80A SUS304製 加工品 1式 ・点検蓋 F F U 製（合成木材） 1500×2000×34mm 1組
相 手 方	名 称	株式会社野田工業所
	代 表 者	代表取締役 野田 傳
	所 在 地	福島県 郡山市 大槻町字原田5番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本設備はエスケーエンジニアリング(株)で開発した設備であるが、現在は当時代理店を務めていた㈱野田工業所に設備の更新等に必要な業務を全て譲渡したため、他社での更新は困難であること、また更新、修繕設備は既存設備との互換性を要することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000264 令和3年度介護保険料納入通知書・納付書印字業務委託
	履行場所	長寿福祉課
	種 類	業務委託
	概 要	令和3年度介護保険料当初賦課保険料額決定通知書・納付書および保険料減免決定通知に係る介護保険システムからのデータ吸上げ・搬送および加工並びにその内容を市が準備する専用紙の所定位置への印字 印字作業 22,000件程度
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務については、賦課処理から納入通知書等発送までの業務を委託するものであり、当該システムの納入業者でなければ既存データ及び機能との不整合等が発生した場合の対応が出来ない。また、納入通知書等の大量一括処理は専門の機械で処理をすることを前提としたカスタマイズとなっているが、システムの運用方法やカスタマイズに精通している業者でなければ業務を履行することができないため、賦課処理から納入通知書等発送までの短期間における大量処理ができる上記業者との随意契約といたしたい。	
工事等担当課名 〔 健康福祉部長寿福祉課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000268 令和 3 年度国民健康保険税納税通知書印字等業務委託
	履行場所	南相馬市役所 総務部 税務課 市民税係
	種 類	業務委託
	概 要	令和 3 年度国民健康保険税納税通知書への印字及びブッキング業務を委託するもの。 印字作業 5, 300 件程度 ブッキング作業 2, 100 件程度
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 15 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は賦課処理から納税通知書の封入までの業務を委託するものであり、当該システムの納入業者でなければ既存データ及び機能との不整合等が発生した場合の対応ができない。 また、納税通知書の大量一括処理は専門の機械で処理をすることを前提としており、システムの運用方法やカスタマイズに精通している業者でなければ業務を履行することができない。 よって、賦課処理から納税通知書等発送までの短期間における大量処理ができる上記業者との随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 総務部税務課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000272 南相馬市企業立地サポート事業業務委託
	履行場所	経済部商工労政課
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市への企業誘致活動を効果的に展開するために、国内企業の立地計画等の情報収集や企業訪問活動のほか、工業団地のPR等を実施する。
相 手 方	名 称	一般財団法人日本立地センター
	代 表 者	理事長 鈴木 孝男
	所 在 地	東京都 千代田区 神田駿河台一丁目 8 番地 1 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 一般財団法人日本立地センターは、本市の企業誘致に関する事業推進のため、平成 2 5 年度は「工場等の生産・立地動向調査」、平成 2 6 年度は「地域企業等の現況把握、国及び県、市の復興計画を踏まえた産業振興策の現況把握による産業振興及び企業誘致戦略の検討」、平成 2 7 年度からは「企業立地サポート業務」を継続的に委託している。 本業務は、企業誘致の経験及び多くの企業情報の蓄積が必要なことから、企業アンケート実績や企業訪問実績があり、経験と情報を有し企業誘致の指導的機関である当該事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [経済部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000275 後期高齢者医療制度 保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修業務委託
	履行場所	市民課
	種 類	業務委託
	概 要	福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、令和 3 年度分以降の後期高齢者医療保険料額決定（変更）通知書の帳票変更等に対応するため、後期高齢者医療事務支援システムの改修を行う。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、本市で導入している後期高齢者医療事務支援システムについて、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、後期高齢者医療保険料額決定（変更）通知書の帳票変更等に対応させるためのカスタマイズであるが、後期高齢者医療事務支援システムのカスタマイズは、システムの構築業者である（株）日立システムズ東北支社しか実施できないことから、同事業者との随意契約としたい。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000277 南相馬市原町区地下水採取可能性検討業務委託
	履行場所	南相馬市原町区三島町
	種 類	業務委託
	概 要	令和元年3月～7月にかけて異常渇水等の影響で横川ダムの貯水率が低下し、工業用水利用において自主規制が必要となる状況が生じることとなったことから、渇水に対する対応策の検討が求められている。 本業務は、「工業用水法による指定区域における地下水採取の可能性」を今後本格的に検討するのに先立ち、現状利用可能な資料や他地域における実態等の調査を行い、その実現性を事前検討するため、業務を委託するものである。
相 手 方	名 称	日本工営株式会社 福島事務所
	代 表 者	所長 中條 智
	所 在 地	福島県 福島市 本町 5－8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、工業用水法第5条2項の許可を福島県知事より受けるための調査業務であり、県企業立地課との協議により進めなければならないが、全国的にも実施例はほとんどない。 当該業者は類似業務の実績を多数有していること、また、令和2年度においても当該業者と調査業務委託契約を締結した実績を持つこと、さらに市の登録業者であり、確実な履行が見込まれることから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約するものである。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000279 南相馬市光ケーブル支障移転業務委託（原町区小木迫字堂西 4 0 地内）
	履行場所	原町区小木迫字堂西 4 0 地内
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市原町区小木迫地内にて N T T 柱の移転工事が行われることにより、そこに共架している市のイントラネット用光ケーブルについて移設を行う必要が生じたものである。
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 山 貫 昭子
	所 在 地	福島県 福島市 山下町 5 番 1 0 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 イントラネット光ファイバケーブルの支障移転業務を行うためには、庁内システムに影響を及ぼさないよう、イントラネット保守業務と一体として行う必要がある。 このことから保守業務委託契約の締結業者である上記業者でしか支障移転業務を行えないため、上記業者と随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000288 南相馬市光ケーブル支障移転業務委託（原町区大木戸地内）
	履行場所	原町区大木戸地内
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市原町区大木戸地内において、交差点拡張工事に伴う N T T 柱と電力柱の移転工事が行われることにより、そこに共架している市のイントラネット用光ケーブルについて移設を行うものである。
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 山 貫 昭子
	所 在 地	福島県 福島市 山下町 5 番 1 0 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 イントラネット光ファイバケーブルの支障移転業務を行うためには、庁内システムに影響を及ぼさないよう、イントラネット保守業務と一体として行う必要がある。 このことから保守業務委託契約の締結業者である上記業者でしか支障移転業務を行えないため、上記業者と随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000297 外国人活躍推進事業業務委託
	履行場所	南相馬市原町区旭町二丁目 3 5 番地
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市内に在住または在住を希望する外国人に対して、雇用、在留手続、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関わる様々な疑問や悩みに対して、多言語による、適切な情報提供及び相談対応を行うとともに、市内事業者の外国人雇用促進を図るため、一元的な窓口となる外国人等の支援センターを開設し、各種の支援事業等を行うもの。
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬市外国人活躍支援協会
	代 表 者	会長 大内 安男
	所 在 地	南相馬市 原町区旭町二丁目 3 5 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、外国人等の支援センターを設置し、市内事業所の外国人雇用に対する支援を行うとともに、市内に在住または在住を希望する外国人に対して、雇用、在留手続、医療、福祉等の生活に関わる様々な相談に対する支援を行うものである。 当法人は、外国人が南相馬市で活躍できる多文化共生社会を目指すことを目的とし、市内の関係機関の代表者等で設立された法人であり、その目的を達成するため、①市内企業と外国人材とのマッチング支援、②外国人が暮らしやすい生活支援、③外国人材の受入環境の整備に係る支援等を事業内容としている。本業務を遂行できるのは、当法人のみであることから随意契約を行う。	
工事等担当課名 [経済部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000304 進出ベンチャー企業とVC等との交流イベント事業業務委託
	履行場所	福島ロボットテストフィールド
	種 類	業務委託
	概 要	本市に進出してきているベンチャー企業と本市と連携協定の締結を行ったベンチャーキャピタル等との交流会を実施することで、当該ベンチャー企業の成長を支援する機会を創出し、併せて市民等が当該ベンチャー企業の成長を応援する機運醸成につながる機会とするもの。
相 手 方	名 称	株式会社ツクリエ
	代 表 者	代表取締役 鈴木 英樹
	所 在 地	東京都 千代田区 神田司町2-15-4 第二進盛ビル3階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、進出ベンチャー企業とVC等との交流イベントを行いベンチャー企業の成長支援、併せて市民等が成長を応援していく機運醸成を目的として実施するものであるため、ベンチャー企業がVC等に対し、強く各社のPRを行えることやコロナ禍の中でも商談が可能となる場の提供・工夫、そしてVC等も含めてメリットのあり、市民等への波及効果も踏まえたコンテンツを実施すること等が重要であり、イベント運営に関して豊富な専門知識や企画力、適切な業務執行能力を有する事業者を選定する必要がある。 これらを踏まえ、画一的な仕様書に基づく価格の比較のみではなく、各事業者からの企画提案の内容等を評価して選定するプロポーザル方式を採用し実施した。 審査委員会において、事業者の企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングを総合定期的に審査した結果、上記事業者が事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [経済部商工労政課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000307 南相馬市サポーター一会報誌編集業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市サポーターに南相馬市の情報を伝え、実際に南相馬市を訪れることにつなげる会報誌の制作、印刷。 年 2 回の会報誌の発行
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬観光協会
	代 表 者	会長 鈴木 清重
	所 在 地	南相馬市 原町区本町二丁目 5 2 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市サポーターへの情報発信及び市へ訪問するきっかけとなることを目的としており、南相馬の魅力をより効果的に発信することが重要である。 当該業者は、様々な市内事業者を会員として保有していることから、市内事業者と連携した事業実施が可能であること、また市内の観光情報や相馬野馬追等のイベント情報に精通しており、効果的な情報発信が可能であることから、本業務を実施できる唯一の事業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [経済部移住定住課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000310 移住定住相談等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高見町二丁目 3 0 番地の 1
	種 類	業務委託
	概 要	首都圏在住者などへ移住・定住に関する相談や情報発信などを行いながら、本市における移住・定住人口の増加を図る。 移住・定住に関する相談業務、移住・定住に関する事業の企画運営、移住・定住に関するWebサイトの開設及び更新、定住のための不動産情報の収集及び提供、移住のための就職情報の収集及び提供、認定特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター等との連携及び情報交換、南相馬市の観光情報等の発信、その他移住・定住に関する必要な業務を行う。
相 手 方	名 称	南相馬市ふるさと回帰支援センター運営委員会
	代 表 者	会長 門馬 浩二
	所 在 地	南相馬市 原町区高見町二丁目 3 0 番地の 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、首都圏在住者などへ移住・定住に関する相談や情報発信などを行いながら、本市における移住・定住人口の増加を図る業務である。 当業者は、商工団体や農業団体をはじめ、農林業者、旅館業者、不動産業者、観光業者など 7 0 余の個人、団体及び企業から構成され、当該個人、団体及び企業が連携・協力し、各種情報やノウハウなどを活用・発揮しながら、移住・定住に関する様々な取組を実践している唯一の組織である。また、当該業者は全国にネットワークを有するほか、他県での実績も豊富で、相談者などの認知度も高いことから、円滑かつ効果的な取組が行えるとともに、現在も移住・定住推進の中心的な役割を担っていることから、本業務を履行できるのは当該業者のみであるため、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [経済部移住定住課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000328 鹿島児童クラブ警備業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区鹿島字広町13
	種 類	業務委託
	概 要	現在委託している鹿島児童クラブの警備業務委託の契約期間が終了するため、新しく鹿島児童クラブの警備業務委託を行う。
相 手 方	名 称	A L S O K 福島株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 前田 泰彦
	所 在 地	福島県郡山市 喜久田町字松ヶ作16番地98
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、当施設の警備機器及び警備システムを設置しており、既存の機器等を取り扱えるのは、当該業者のみである。既存機器を継続して使用することが、警備業務の遂行に不可欠であるため当該業者との随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 [こども未来部こども家庭課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000333
		市役所庁舎管理業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種 類	業務委託
概 要	市庁舎・庁内備品の維持補修及び庁内水道の塩素濃度等点検管理等を委託し、良好な職場環境を確保する。	
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	公益社団法人南相馬市シルバー人材センターは高齢者の就労に寄与しており、業務を委託することで高齢者の雇用拡大が図られること、また、営利を目的としていないため安価で契約できると見込まれることから、上記規定に基づき随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000334 南相馬市健康意識調査業務委託
	履行場所	南相馬市役所健康福祉部健康づくり課
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市復興総合計画後期基本計画の健康分野に掲げた取組をより効果的に推進し、成果指標の目標値を達成するため、各世代の健康状態と健康意識を調査するもの。 対象者：20代～70代以上の各男女、計12区分に対し、それぞれ300人の計3,600人 回収率：10%（想定） ①調査票の設計、②調査の実施、③集計、分析、④集計表、調査結果報告書の作成
相 手 方	名 称	株式会社サーベイリサーチセンター 東北事務所
	代 表 者	所長 千葉 記章
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町二丁目4番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該調査は、地方創生人材支援制度により民間専門人材として派遣されている健康政策担当参事のもと、復興総合基本計画後期基本計画に基づき実施されてきた健康分野のこれまでの施策の見直しと新たな施策を検討するための基本となる調査である。 今年度中に新たな施策を構築し、実施していくためには短期間での調査票の設計、調査の実施及び結果の分析を行う必要があることから、当該計画及び当該計画策定時に行った市民意識調査に精通していることが望ましい。 当該業者は、当該計画の策定支援業務及び当該計画に係る市民意識調査業務の委託先であり、かつ、全国自治体での健康分野の調査や計画策定において多数の実績を有することから、本業務の確実な履行が見込める唯一の事業者であるため随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000344 クリーン原町センター排煙放射能連続監視装置保守管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	種 類	業務委託
	概 要	排煙放射能連続監視装置保守管理 ・ ガスモニタリングシステム点検 ・ ガスサンプリング設備点検 ・ 設備管理（年4回）
相 手 方	名 称	株式会社千代田テクノル 福島中通営業所
	代 表 者	所長 山口 哲郎
	所 在 地	福島県 福島市 大町 7 番 2 3 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は既存設備の点検整備であり、本設備を設置した当該事業者以外では対応不能であることから、地方自治法施工令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 [市民生活部生活環境課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000347 最終処分場脱窒素槽回転円盤水中軸受修繕業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉地内
	種 類	業務委託
	概 要	脱窒素槽回転円盤水中軸受 NA3660 4D ・ 部品交換 ・ 水中軸受け取り外し取付 ・ プッシュドチェーン取り外し取付 ・ 槽内洗浄及び水替え ・ 試運転調整
相 手 方	名 称	株式会社野田工業所
	代 表 者	代表取締役 野田 傳
	所 在 地	福島県 郡山市 大槻町字原田 5 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本設備はエスケーエンジニアリング(株)で開発した設備であるが、現在は当時代理店を務めていた(株)野田工業所に設備の更新等に必要な業務を全て譲渡したため、他社での更新は困難であること、また更新、修繕設備は既存設備との互換性を要することから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 [市民生活部生活環境課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000379
	履行場所	南相馬市産米販促プロモーション業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市産米の魅力を市内外に広く認識してもらうことにより、利用の拡大、さらには生産者の生産意欲の向上等につなげることを目的に、プロモーション活動の専門的な知見を持つ事業者の効果的な情報発信等を委託する。
相 手 方	名 称	株式会社東日本朝日広告社
	代 表 者	代表取締役社長 菅原 勝朗
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 2 番 6 号朝日新聞仙台ビル 7 階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 令和 3 年 5 月 1 4 日に開催した南相馬市産米販促プロモーション業務プロポーザル審査委員会において、事業者が提出した企画提案書等の内容を審査した結果、上記の相手方が本事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者と随意契約をするものである。	
工事等担当課名 [経済部農政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000421 「南相馬市飲食店応援券発行事業」印刷換金等業務委託
	履行場所	経済部商工労政課
	種 類	業務委託
	概 要	「南相馬市飲食店応援券発行事業」を実施するにあたり、各種印刷物の作成、参加店の登録及び取扱店ツール一式の発送、食事券の管理及び換金、各種集計等の業務について委託をするもの。
相 手 方	名 称	株式会社日専連ライフサービス
	代 表 者	代表取締役社長 菅原 亨
	所 在 地	宮城県 仙台市青葉区 中央一丁目3番1号 A E R 9 F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民の外出自粛要請等に伴い、売上が落ち込んでいる市内の飲食店の利用促進と事業継続を目的に、また終期が予定されている「がんばる地元の飲食店応援券」「Go To Eatキャンペーンふくしまの食事券」を後継する事業として、「南相馬市版がんばる地元の飲食店応援券」（通称 のまん食事券）を発行する事業であり、事業実施の趣旨からその対応は早期に図らなければならない、速やかに参加店の募集受付、食事券等印刷物の発行、使用済食事券の換金までを行う必要がある。 当該業者は、本市において、プレミアム商品券換金等業務などの受託実績があることから、類似業務に関するノウハウを有しており、本業務に早急に着手することができるとともに、確実な履行が見込める唯一の業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [経済部商工労政課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000425 公園施設維持管理補助業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北町地内外
	種 類	業務委託
	概 要	原町区内の公園日常管理業務の補助として、下記の業務を実施する。 (1) 施設の管理及び清掃（主に草刈り、ごみ等） (2) 施設の簡易な補修 (3) 施設の見回り及び巡回点検 (4) その他（市担当者からの指示事項）
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は軽易な清掃作業であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また、高齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 〔 建設部都市計画課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000429 防災集団移転元地管理事業 防集移転元地除草作業（原町区）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区金沢字水神崎 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	防災集団移転促進事業において取得した用地のうち、他の事業区域に含まれない範囲の草類の刈払を行い、地域の環境整備を図る。 原町区金沢字水神崎地内外 6地区 延べ128,822.11㎡
相 手 方	名 称	原町区地域農業復興組合
	代 表 者	組合長 佐藤 重久
	所 在 地	南相馬市 原町区上渋佐字原田357-6
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 上記復興組合は、地域の農業者等が構成員であり、農用地の保全管理に適した作業機器等（草刈機等）を保有し、委託場所の地理に精通している。これらのことから、当該事業を迅速に且つ、的確に遂行出来る事業体である。また、上記復興組合へ発注することにより、地域農業の復興が図られることから上記復興組合と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000430 防災集団移転元地管理事業 防集移転元地除草作業(小高区)業務委託
	履行場所	南相馬市小高区塚原字釜ノ上 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	防災集団移転促進事業において取得した用地のうち、他の事業区域に含まれない範囲の草類の刈払を行い、地域の環境整備を図る。 小高区塚原字釜ノ上地内外 10地区 延べ221,481.59㎡
相 手 方	名 称	ふるさと小高区地域農業復興組合
	代 表 者	組合長 佐藤 定男
	所 在 地	南相馬市 小高区東町一丁目 1 2 2 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 上記組合は、地域の農業者等が構成員であり、農用地の保全管理に適した作業機器等（草刈機等）を保有し、委託場所の地理に精通している。これらのことから、上記組合は当該事業を迅速に且つ、的確に遂行出来る事業体である。また、上記組合へ発注することにより、地域農業の復興が図られることから上記組合と随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部公有財産管理課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000437
	履行場所	市内一円
	種 類	業務委託
	概 要	都市地域からの新たな人材を呼び込み、地域住民等と連携しながら市内の活性化に資する活動を担う地域に根ざした人材を育成し、活力あるまちの創造を図るために、人材募集とその活動支援を行うことを目的とする。
相 手 方	名 称	株式会社 小高ワーカーズベース
	代 表 者	代表取締役 和田 智行
	所 在 地	南相馬市 小高区本町一丁目 8 7
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 都市地域から移住した者が地域の需要を的確に把握してサービスを提供することは困難であるため、専門的な知見を持ち、かつ地域に根付いている業者が需要を分析し、将来を見据えた企画立案を行うことで支援を行いたい。 上記業者は小高区の避難指示区域解除当初より、帰還を目指す住民の支援や地域活性化を掲げて、独自の調査結果から地域の需要を迅速に把握し、企画立案及び運用を行い、一定の成果を上げているとともに、その活動内容を各種メディアで発信し、地域ブランドの向上を目指すなど、情報発信能力にも長けている。 また、平成29年度より継続した業務となるため相手先を変更した場合に効率が著しく低下し、業務の連続性を確保することが困難である。 このようなことから、多業種連携による情報発信や隊員募集を継続的に行うことが可能な市内唯一の業者であるため、上記業者と随意契約することとする。	
工事等担当課名 [経済部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000438
		指定結婚相談所利用者支援業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種類	業務委託
概 要		市の指定を受けた結婚相談所が、当該相談所の会員となり結婚相手探しを行う者に対し、6か月間にわたり、異性紹介や出会いの機会等の婚活支援サービスを提供するもの（会員本人が負担すべき入会及び活動費用の一部を市が負担し事業者が支払う。）
		・ 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日まで ・ 対象者 市内に住所を有する独身者で要件全てを満たす者（最大30人） ・ 業務概要 婚活相手紹介等サービス提供、会員向け相談支援、周知広報チラシ作成ほか
相 手 方	名称	マリッジパートナーズ株式会社
	代表者	代表取締役社長 松橋 隆広
	所在地	宮城県 仙台市青葉区 中央一丁目3-1 アエル17階
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	令和3年5月28日に開催の「指定結婚相談所利用者支援業務委託プロポーザル審査委員会」による審査の結果、最優秀事業者とされた次の事業者を選定する	
工事等担当課名 [こども未来部こども家庭課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000448 南相馬市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託
	履行場所	健康福祉部新型コロナ対策課
	種 類	業務委託
	概 要	コールセンターを庁外にて設置し、専用電話ダイヤルによる市民等からの一般問い合わせや接種の予約などに対応する。 【参考】被接種者（市民分） 65歳以上の高齢者 約22,000人 上記以外 約30,100人
相 手 方	名 称	株式会社JTB 福島支店
	代 表 者	支店長 濱田 正隆
	所 在 地	福島県 郡山市 中町10-14 和久屋ビル2階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するにあたり、国から設置を求められているものであり、被接種者からのワクチン接種に関する問い合わせに対応するものである。上記業者は、当市での新型コロナウイルスワクチン接種に係るコールセンターを3月に設置しており、4月より別業者に変更した場合、コールセンターの電話番号の変更などの可能性があり、市民のワクチン接種に支障をきたすことから、引き続き上記業者と随意契約したい。	
工事等担当課名 〔 健康福祉部新型コロナ対策課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000451 高齢者施設下水PCR検査実施業務委託
	履行場所	健康福祉部新型コロナ対策課
	種 類	業務委託
	概 要	県内で、高齢者施設における新型コロナウイルスのクラスターが継続的に発生している状況を踏まえ、施設内の無症状者を含めた感染者を早期に発見し、クラスター発生を抑制するため、下水（トイレ排水）試料を用いたPCR検査により、施設単位での新型コロナウイルスの感染状況を監視する検査事業を試験的に実施するもの。 協力施設 特別養護老人ホーム 福寿園（原町区高見町二丁目70番地） 特別養護老人ホーム 竹水園（原町区長野字南原41番地） 検査回数 計16回（2施設各2か所 × 1回／週 × 4週）
相 手 方	名 称	株式会社島津テクノリサーチ 郡山出張所
	代 表 者	所長 大久保 高志
	所 在 地	福島県 郡山市 堂前6-7 フコク生命ビル2階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、高齢者施設における新型コロナウイルスのクラスター発生を抑制するため、下水（トイレ排水）試料を用いたPCR検査により、施設単位での新型コロナウイルスの感染状況を監視する検査事業を試験的に実施するものである。 当該業者は、京都府及び京都市と連携して実証実験を行い、本業務に要する技術の確立及び、有効性を示した実績を有していることから、履行可能な唯一の事業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [健康福祉部新型コロナ対策課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000458 市民向けロボテス見学イベント事業業務委託
	履行場所	福島ロボットテストフィールド
	種 類	業務委託
	概 要	地元住民等が福島ロボットテストフィールドを訪問し、大人から子どもまで楽しみながら最先端技術に触れる等の機会を創出することで、福島ロボットテストフィールドに対する認知度向上、ロボット等技術への社会受容性の向上を図るもの。
相 手 方	名 称	株式会社ライト・エージェンシー
	代 表 者	代表取締役 伊藤 哲
	所 在 地	福島県 郡山市 鳴神二丁目 1 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務では、地元住民等が福島ロボットテストフィールドを訪問し、大人から子どもまで楽しみながら最先端技術に触れる等の機会を創出することで、福島ロボットテストフィールドの認知度向上、ロボット等技術への社会受容性の向上を目的とするものである。そのため、効果的な周知や世代を問わず魅力を感じることができるコンテンツを実施し、より多くの集客を行うこと等が重要であり、イベント運営に関して豊富な専門知識や企画力、適切な業務執行能力を有する事業者を選定する必要がある。 これらを踏まえ、画一的な仕様書に基づく価格の比較のみではなく、各事業者からの企画提案の内容等を評価して選定するプロポーザル方式を採用し実施した。 プロポーザル審査委員会において、事業者の企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングを総合的に審査した結果、上記事業者が事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [経済部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2021000556
	履行場所	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）システム改修業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	令和 3 年 3 月 2 3 日に閣議決定された国の新型コロナウイルス感染症経済対策において、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」が制定されたことに伴い、給付金の支給を行うため、現行のシステムに必要な改修を行うもの。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 井上 望
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、ひとり親世帯への臨時特別給付システムの設置業者であり、本業務は、当該システムの改修業務であることから、業務遂行を正確に行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [こども未来部こども家庭課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。